

久喜市告示第137号

久喜市予防接種助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり公布する。

令和8年4月1日

久喜市長 梅 田 修 一

別紙のとおり

久喜市予防接種助成金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市予防接種助成金交付要綱（平成24年久喜市告示第185号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第3条中「及び行政措置予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）」を削る。

第4条中「助成対象予防接種」を「定期予防接種」に改める。

第5条第1項中「助成対象予防接種」を「定期予防接種」に改め、同条第4項を削る。

第6条第3号中「及び第4項」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。